

田野町空き家バンク等登録・取得奨励金交付要綱

(令和7年4月1日要綱第16号)

(目的)

第1条 この要綱は、田野町における空き家の有効活用を通して、移住者及び定住者を確保するとともに、移住定住促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクに空き家を登録した所有者等に加えて、空き家バンク等に登録されている物件を取得し、新たに住宅を確保しようとする者に対して、田野町空き家バンク等登録・取得奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む）専用住宅をいう。
- (2) 空き地 現に建物が建ってなく、かつ、建物を建設できる状態の土地で農地以外をいう。
- (3) 専用住宅 専ら居住の用に供する建物をいう。ただし、一の建物に居住の用に供する部分（以下「居住部分」という。）と店舗、事務所その他これらに類する用途の部分が併用されている場合は、居住部分が延床面積の2分の1以上を占めるものをいう。
- (4) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。ただし、宅地建物取引業を営む者を除く。
- (5) 空き家バンク 田野町内に存在する空き家の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、町内への定住等を目的として、空き家の利用を希望し登録する者に対し、紹介を行うシステムをいう。
- (6) 空き地バンク 田野町内に存在する空き地の売買、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を公開し、町内への定住等を目的として、空き地の利用を希望し登録する者に対し、紹介を行うシステムをいう。

(奨励金の交付)

第3条 町長は、別表第1に掲げる区分に応じ、それぞれ定める要件に該当するときは、予算の範囲内において奨励金を交付する。

(交付の対象者、交付要件及び奨励金限度額)

第4条 奨励金の交付対象者、交付要件及び奨励金限度額は、別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別表第1に定める時期までに田野町空き家バンク等登録・取得奨励金交付申請書（様式第1号）に、別表第1に掲げる添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、第5条の規定による交付申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適當であると認めたときは、田野町空き家バンク等登録・取得奨励金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告及び確定)

第7条 奨励金に係る実績報告は、第5条に規定する交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

2 奨励金額の確定は前条に規定する交付決定によりなされたものとみなす。

(奨励金の交付請求)

第8条 申請者は、第6条に規定する交付決定通知書を受けたときは、30日以内に田野町空き家バンク等登録・取得奨励金請求書（様式第3号）により、町長に請求しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに奨励金を交付するものとする。

(奨励金の交付決定の取り消し等)

第9条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。
 - (2) 奨励金の交付決定の内容又はこれに付した条件（別表第1（1）、（2）に規定する交付要件）、その他この要綱の規定に違反したとき。
 - (3) 別表第1（1）に定める空き家バンク登録奨励金にあっては、空き家バンクに物件を登録している所有者等が2親等以内の親族関係者と当該物件を購入又は賃貸したとき。
 - (4) 別表第1（2）に定める空き家等購入奨励金（空き家の購入）にあっては、売買契約締結の日から6年以内に転居したとき。
 - (5) 別表第1（2）に定める空き家等購入奨励金にあっては、奨励金の交付の対象となった物件を第三者に譲渡又は賃貸として活用したとき。
 - (6) その他町長が適当でないと認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定による取り消しをしたときは、田野町空き家バンク等登録・取得奨励金交付決定取消通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定にかかわらず、奨励金の交付を受けた者にやむを得ない特別の事由があると認めるときは、奨励金の全部又は一部の返還を免除することができる。

(奨励金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、田野町空き家バンク等登録・取得奨励金返還命令書（様式第5号）により、期限を定めて奨励金の返還を命ずることができる。

- 2 前項に規定する奨励金の返還を求める場合における返還額については、別表第2のとおりとする。
- 3 前条及び前項の規定は、奨励金事業について交付すべき奨励金の確定があった後においても適用されるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

（1）空き家バンク登録奨励金

交付対象者	ア 空き家バンクに空き家を登録（売却・賃貸）した所有者等 イ 市町村税等の滞納がない者 ウ 田野町暴力団排除条例（平成23年3月8日田野町条例第1号）に規定する暴力団でないこと。
交付要件	ア 建物の構造及び設備等が、居住に支障がない状態であること。 イ 空き家バンクへの登録にあたり、必要な書類の提出及び現地調査への協力ができること。 ウ 奨励金の交付確定日から10年間、空き家バンクの登録を継続すること。 エ 交付確定後10年以内に空き家バンクによる売買で所有者等の異動があり、その者が居住後、転居などで交付確定後10年を経過するまでに再び空き家になる場合は、空き家バンクに再登録することを新たな所有者等にあらかじめ通知しておくこと。 オ 申請者は、相続により所有者等に異動がある場合は、交付確定日から10年間この要綱の規定及び交付決定時に付された条件を継承すること。 カ 空き家バンクに登録しようとする空き家が現行の耐震基準（昭和56年6月1日以降の新耐震基準）を満たしていること。または、必要に応じて耐震診断及び耐震補強工事が実施されていること。
交付額	50,000円 ただし、田野町空き家バンクに登録された空き家1軒に対し1回限りとする。（同一物件に対し1回限り）
交付申請時期	空き家バンク登録完了後3ヶ月以内とする。
添付書類	ア 建物の登記事項証明書 イ 誓約・同意書（参考様式） ウ 住宅の間取りが分かる平面図 エ 市町村税等の滞納がないことを証する書類（申請者が町外に住所を有する場合） オ 建物にかかる建築確認を受けた日が昭和56年6月1日以前の場合、耐震診断及び耐震補強工事を実施したことを証する書類

(2) 空き家等(空き家・空き地) 購入奨励金

交付対象者	ア 空き家等(空き家・空き地)を購入し、自己の居住の用に供する個人 イ 市町村税等の滞納がない者 ウ 田野町暴力団排除条例(平成23年3月8日田野町条例第1号)に規定する暴力団でないこと。
交付要件	<p>【1】空き家の購入</p> <p>ア 購入者が売買代金の支払いを終えていること。 イ 居住の開始に伴う住民票の異動があること。 ウ 売買契約の締結後、購入者が1年以内に居住すること。 エ 居住を開始して10年間は転出又は転居しない意思があること。 オ 地域の決め事を守り、地域住民と協調して活動等を行うように努めること。 カ 町長が諸般の事情を勘案し、奨励金の対象と特に認める場合。</p> <p>【2】空き地の購入</p> <p>キ 購入者が売買代金の支払いを終えていること。 ク 売買契約の締結後、1年以内に専用住宅建設に係る施行業者との契約を行い、売買契約の締結後、1年以内に居住の開始に伴う住民票の異動及び居住すること。</p>
交付額	<p>ア 契約1件につき、50万円とする。 ただし、申請者が次の①～③のいずれかに該当する場合は、イとする。 ①34歳以下の単身者 ②若者夫婦(ともに39歳以下) ③子育て世帯(子が18歳未満)</p> <p>イ 契約1件につき、100万円とする。</p> <p>※上記、ア、イについては、同一人物に対し1回限りの交付とする。</p>
交付申請時期	購入者が売買代金の支払いを終え、対象住宅の所有権移転又は所有権保存に関する登記原因の日から3ヶ月以内とする。
添付書類	ア 世帯全員の住民票(続柄が記載されたもの) イ 誓約・同意書(参考様式) ウ 土地、建物の登記事項証明書 エ 売買契約書の写し オ 住宅の間取りが分かる平面図※空き家 カ 市町村税等の滞納がないことを証する書類(申請者が町外に住所を有する場合) キ 売買代金の領収書 ク 土地の利用計画(住宅建設までのスケジュール等)※空き地 ケ その他町長が必要と認める書類

備考

- 空き家バンク等に物件を登録している所有者等と当該物件を購入しようとする者が2親等以内の親族関係である場合は、当該奨励金を支給しないものとする。
- 奨励金額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てる。

別表第2（第10条関係）

奨励金の交付を受けた日からの経過年数	返還すべき金額
1年未満	交付を受けた奨励金の全額
1年以上2年未満	交付を受けた奨励金の10分の9の額
2年以上3年未満	交付を受けた奨励金の10分の8の額
3年以上4年未満	交付を受けた奨励金の10分の7の額
4年以上5年未満	交付を受けた奨励金の10分の6の額
5年以上6年未満	交付を受けた奨励金の10分の5の額
6年以上7年未満	交付を受けた奨励金の10分の4の額
7年以上8年未満	交付を受けた奨励金の10分の3の額
8年以上9年未満	交付を受けた奨励金の10分の2の額
9年以上10年未満	交付を受けた奨励金の10分の1の額
第9条第1項第1号に該当するとき	交付を受けた奨励金の全額